

（牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置）

第16条 牽引自動車と被牽引自動車の連結状態における制動性能に関し、保安基準第13条の告示で定める基準は、次項から第5項までに掲げる基準とする。

2 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。

一 次号に定める牽引自動車以外のものに牽引される場合にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第16改訂版の規則5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分に限る。）に限る。）に適合すること。

二 最高速度25km/h以下の牽引自動車に牽引される場合にあっては、第15条第5項第2号、第8号及び第10号の基準

3 最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで第15条第5項第2号及び第4号の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

4 最高速度25km/h以下の牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、被牽引自動車（第15条第6項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの又は保安基準第12条第2項若しくは前項に基づき主制動装置を省略したのものに限る。）であって、連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、かつ、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにおいて、この限りでない。

5 最高速度25km/h以下の牽引自動車及び被牽引自動車（第15条第6項第2号ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、別添93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」に定める基準に適合しなければならない。